

苫小牧市地域女性活躍推進事業（つながりサポート型）
委託仕様書

令和 7 年 1 1 月

苫小牧市

苫小牧市地域女性活躍推進事業（つながりサポート型）委託仕様書

1 業務名

苫小牧市地域女性活躍推進事業（つながりサポート型）委託業務

2 業務の目的

困難を抱えている女性が自分らしく生き生きと生活することができるよう支援するため、相談業務、居場所づくり、生理用品等の提供等を行うことを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 相談業務

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援を目的として、相談業務を行うこと。
- ・ 相談対応日は、週のうち4日間または5日間とし、このうち1日は土曜日または日曜日を含めること。
- ・ 相談対応時間は、10時から15時を含む日が週3日以上、18時から20時を含む日が週1日以上をそれぞれ設け、合計で週28時間以上となるようにすること。
- ・ 年末年始及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日のある週の相談対応日、相談対応時間はこの限りではない。
- ・ 相談方法として、電話（専用回線を設置すること）、対面（事前予約制可）、メール、SNS（LINE など）を整備すること。このほか、必要に応じてその他の方法で相談業務を実施することができる。なお、対面の相談は、来所の利便性や相談者の秘密保持に配慮できる場所で行うこと。
- ・ 相談業務について疑義が生じた場合、市の指示に従うこと。

(2) 居場所づくり

- ・ 女性同士が互いに支え合い、地域とのつながりの機会とするため、女性の居場所を提供すること。
- ・ 居場所は、市内東西地域を考慮した場所において、月4回以上開設すること。
- ・ 居場所では、講座開催や軽度の運動教室、フリースペース開放など利用者が参加しやすい取組を実施すること。
- ・ 居場所では、必要に応じ、利用者の不安軽減等に資する取組を実施することができる。
- ・ 茶菓の提供を主たる目的とする取組は認めない。なお、利用者の不安軽減等を目

的として茶菓の提供を行う場合、過剰なものとならないよう留意すること。

(3) 生理用品等の提供

- ・ 公共施設等に広告物を添付した生理用品等を設置・提供することにより、経済的な理由等で生理用品を購入できない女性への支援及び相談へのきっかけづくりを行うこと。
- ・ 生理用品等の年間予定数量は、これまでの実績を考慮し、十分な数量を見込むこと。(参考 令和7年4月から9月の提供実績は約1,500パック(1パックは昼用20個入または夜用9個入))
- ・ 受託者は、生理用品等の提供を希望する意思を表示するためのカードを作成すること。
- ・ 生理用品等及び意思表示用カードの設置場所は、令和7年度苫小牧市地域女性活躍推進事業(つながりサポート型)における生理用品等の提供場所を基本とし、その他委託者と協議のうえで設定すること。
- ・ 生理用品等の提供は、受託者及び受託者から依頼を受けた公共施設等において、対面で提供すること。なお、受託者が直接提供する場合、合わせて利用者への相談支援を実施すること。
- ・ 用意した生理用品等及び意思表示用カードは、原則として生理用品等の設置を依頼したすべての機関に設置すること。
- ・ 受託者は、設置場所に生理用品等を設置、補充するとともに、提供状況等の把握を行うこと。
- ・ 生理用品等の提供時に本事業に関する周知を行うなど、対象者が相談業務等の事業につながるよう工夫すること。

(4) スーツレンタル業務

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援として、セレモニー、フォーマル、ビジネス等に利用できるスーツを貸し出すこと。
- ・ 受託者は、利用者の多様な要望に可能な限り対応できるよう、スーツを用意し、保管場所の確保及び適切な管理を行うこと。
- ・ 貸出・返却は、利用者が事務所に来所し手続きを行うこと。なお、その際には対象者が相談業務等の事業につながるよう工夫すること。
- ・ レンタル後はスーツをクリーニングに出し、衛生面等の管理に努めること。

(5) イベントの実施

- ・ 年1回、幅広く女性全般を対象としたイベントを実施すること。
- ・ イベント実施時に本事業に関する周知を行うなど、対象者が相談業務等の事業に

つながるよう工夫すること。

- ・イベントでは、その他の講座やブースを用意するなど、利用者が参加しやすい取組を実施すること。

(6) アウトリーチの実施

- ・社会的支援を必要とする女性に必要な情報や支援が十分行き届いていないという課題を踏まえ、アウトリーチ型支援の方法を検討・提案し、これを実施すること。

(7) 上記(1)から(6)に関する周知、広報及び料金について

- ・事業周知に関するチラシ及びリーフレット等を作成・配布し、本事業に関する周知を図ること。
- ・ホームページ、SNS 等を利用し、広く本事業を周知広報すること。
- ・料金は原則無料で利用できるようにすること。

(8) 報告の作成

- ・業務内容を記録し、毎月市が指定する日までに、委託者が指定する様式において前月の実績を報告すること。
- ・業務完了後に、(1)から(6)の結果及び事業効果を以下の点に着目し、報告書にまとめて提出すること。なお、報告書はグラフ等データやイラスト、写真等を盛り込み、わかりやすくするよう努めること。

◇相談内容、ツール及び支援先

◇居場所づくり参加者の声

◇生理用品の提供施設数及び提供個数

◇レンタル件数

◇イベントの実施内容

◇必要に応じ委託者の求める事項について報告を行うこと。

5 その他

- (1) 個人情報の保護を徹底すること。
- (2) 賠償等補償保険については必要に応じて受託者が加入すること。
- (3) 消費税等を計上すること。（「消費税含む」との記載可）
- (4) 必要に応じて事務管理費等を計上すること。
- (5) 事業内容について委託者と情報共有し、地域との連携を図りながら実施すること。
- (6) 本仕様書に定めのないことについては、協議の上、決定すること。
- (7) 実施する事業は、幅広く女性全般を対象としたものとする。

- (8) 生理用品の提供を除き、物品の提供が主となる事業は、原則として認めない。
- (9) 食料品・一般生活用品を提供する事業については、原則として認めない。ただし、居場所づくりに伴う茶菓等の提供、感染症対策としてのアルコール消毒やマスク等は、例外とする。
- (10) 備品購入費（例：PC 購入費など）については、単年度事業であることから、原則としてリース、レンタル等賃借とする。
- (11) 高額な講師謝金（講演等 1 回につき事業費 30 万円（税込）を超えるもの）は原則として認めない。